

# 沖縄県教育情報ネットワーク利用規程 管理運用規定改正に関する Q & A

## 1 今回の改正の目的はなんですか？

これまで、総合教育センターから発出された公文を含め、諸規程があり、それらを今回、廃止し、利用規程、管理運用規程に統合することで教育情報ネットワークに関する考え方を整理し、ネットワークの利用促進、セキュリティ向上を図ることが目的です。

## 2 学校の公式 web 以外に、外部に公式 web ページを作ることは禁止されていますか？

禁止されています。運用規程第 34 条にも規定されていますが、元々は IT 安全管理マニュアル（沖縄県教育委員会 平成 15 年 11 月発行）に規定されております。例えば、〇〇高校 P T A や、バレー部などの学校公式と取られるページを外部のサーバを利用して作成することは禁止しております。

但し、教育センターが提供しているサービス（Microsoft365 等）の web ページ公開機能（Sway 等）を利用して作成することは禁止していません。

## 3 外部の SNS サービスを利用して、学校公式サイトを作ることは可能ですか？

学校 Web ページの補助として開設し、生徒の活動を発信することは可能です。利用規程第 14、15 条及び管理運用規程第 34 条に従い、別表 5 に示されたサービスの範囲で利用し、作成することができます。この場合、センターへの申請が必要となります。また、SNS の管理や個人情報も含めた情報の管理やセキュリティ対策については学校長の責任となります。

## 4 利用規定第 21 条にある「(1) 学校で取り扱う情報資産のうち、秘密文書に相当する機密性を要するもの、漏洩・改ざん・破損により学校関係者の権利が侵害される又は業務遂行に支障がでる情報資産」について具体的な内容を教えてください。

改正個人情報保護法（令和 2 年）にある要配慮個人情報と、学校内部の情報で外部に秘匿する必要がある情報です。具体的には、生徒の既往症などの個人に取って秘匿が必要な情報や、校務については進路相談支援システムから出力されるエクセルデータが想定されます。

## 5 Teams 等のクラウドシステムに個人情報を上げることは禁止されていますか？

禁止されていません。クラウドシステムにおける個人情報の取り扱いについては、サービスを提供している業者（管理運用規程別表 5 を確認 Teams であれば Microsoft）の規約に従うことになります。

※Microsoft の規約（ホワイトペーパー）については、管理運用規程別添 1 「個人情報の適切な管理に関する確認事項」をご覧ください。

## 6 OneDrive 等のクラウドストレージに個人情報をアップすることは可能ですか？

可能です。ただし、「個人情報の適切な管理に関する確認事項」（管理運営規程別添 1）を利用者に提示すると同時に、個人情報取扱同意書（管理運用規程別添 3）を利用者全員から取得して学校で保管する必要があります。保管期限はアカウントの利用期間となります。

## 7 アカウントの転送機能は、これまで同様、禁止ですか？

禁止です。ただし、School アカウントについては、学校管理者や必要な職員への転送を認めます。転送設定については、各学校で行ってください。

## 8 無線 LAN のアクセスポイントや接続端末の接続申請については、これまでどおり毎年度 4 月に改めて、全ての端末の申請が必要ですか？

必要ありません。これまでは接続期間が 1 年間でしたので、毎年度申請をする必要がありましたが、今後は、一度申請した後は削除するまで申請する必要はありません。2021 年度 4 月に現在接続している端末を全て接続申請した後は、新規で申請する端末がある場合のみ申請を行います。削除の場合も同様です。ただし、申請する様式に既存の端末を記載する欄がありますので、既に申請して利用している端末の一覧は各学校で保管しておくようお願いします。

## 9 無線LANアクセスポイントや接続端末の申請はいつでもできるのですか？

今回から4・5月と11月の2回に限定されます。緊急に接続が必要な場合はIT教育班までご相談ください。

## 10 これまで利用していたhead assist postmasterや進路用、教務用などの校内向けや、各種団体のアカウントは廃止になるのですか？

廃止になります。継続して利用を希望する場合は、新設の期限付きアカウントへの移行を申請してください（管理運用規程様式5）。

また、今後は校長用、教頭用のグループアカウントを作成しますので、情報共有についてはそちらをご活用ください。

進路支援システム担当者、ネットワーク担当者については、Teams内に専用のチームを設置します。情報共有についてはこちらをご活用ください。

## 11 これまでなかった非常勤講師用・検証用アカウント、機器用アカウントの利用方法を教えてください。

非常勤講師用アカウントは非常勤講師に配布するアカウントとなります。検証用アカウントは各学校でクラウドサービスの利用について検証するためのアカウントとなります。利用方法は各学校にお任せいたします。なお、各学校での非常勤講師の数は増減いたしますが、臨任用・非常勤用アカウントは一律20アカウント配布させていただきます。検証用アカウントも同様に10アカウント配布いたします。不足がある場合はIT教育班までお知らせください。

機器用アカウントは、これまでiPad等のタブレット端末のIDの登録のためのメールアドレスを確保する目的で配布します。備品等で上記端末を購入し、メールアドレスが必要な学校はIT教育班までご連絡ください。発行の手続きをさせていただきます。

## 12 児童・生徒用アカウントはこれまでどおり毎年度、新入生を申請する必要がありますか？

ありません。2020年度に全ての学校が児童・生徒用アカウントを申請したため、2021年度からは、各学校の入学人数に合わせて新規でアカウントを発行し配布します。何らかの原因でアカウントが不足した場合はIT教育班にお知らせください。

## 13 児童・生徒用アカウントについて注意点はありますか？

管理運用規程第23条の4、5にあるように生徒へ「個人情報の適切な管理に関する確認事項」の提示と、モラルやネットセキュリティ等の指導の徹底をお願いします。適切な利用が行われない場合は、管理運用規程第28条に基づき、アカウント停止の措置が行われますのでご注意ください。

## 14 小中学校提供用アカウントとは何ですか？

令和2年度に全小中学校の教職員にOpenアカウントを配布しております。このアカウントは義務教育課が管轄しておりますが、発行元は県立総合教育センターになっております。

## 15 外部提供用アカウントとは何ですか？

これまで各種研究会や外部団体にメールアドレスを提供していましたが、そのメールアドレスを新たに外部提供用アカウントとしております。また、小中学校提供用アカウント発行に伴い、公立の小中学校の代表メール発行についても、このアカウントでの発行となります。

## 16 期限付きアカウントの注意点は何か？

期限付きアカウントは発行から3年経過した時期に、継続利用の問い合わせがIT教育班からあります。継続利用を希望する場合は、そのまま3年間利用ができます。継続して長期間利用したい場合は3年毎に継続利用を希望してください。継続利用の問い合わせに回答がない場合はアカウントを廃止いたします。

## 17 BYODについては申請しても認められない場合もあるのですか？

あります。ネットワークの状況等を総合的に判断して教育センターが許可いたします。

**18** これまでと同様にTeamsのライブ配信やYoutube Liveでのライブ配信については利用申請が必要ですか？

必要ありません。ただし、ライブ配信については実施の上限やネットワーク帯域の問題がありますので、利用の際はIT教育班のWEBサイトから所定のフォームに連絡を入れるようお願いします。

**19** 第9条(17)にSchoolのアカウントを除いて、転送する行為を禁止するとありますが、その理由はなんですか？

転送設定を可能にした場合、アカウントのパスワードが外部に漏洩したときに、それを利用して外部の方が、漏洩したアカウント所有者にわからないように、メールの内容を取得する恐れがあります。そのため、転送機能を禁止としております。なお、アカウントを利用して普段利用しているPC以外のスマホ、タブレットでメールを確認することは問題ありませんが、デバイスを他の方と共有している場合は、確実に自分のアカウントからログアウトしていただくなど、セキュリティ対策をしっかりと行うようお願いします。